

# 更生保護施設における特定補導について

## 背景

- 「これからの更生保護事業に関する提言」（平成31年3月、これからの更生保護事業に関する有識者検討会）等により、更生保護施設において、個別の問題に対応可能な各種処遇メニューを更に広く取り入れ、その内容を充実させていくこと等が提言
- 令和5年施行の改正更生保護事業法で、更生保護施設における「特定の犯罪的傾向を改善するための援助」が明記

## ➤➤➤ 更生保護施設において「特定補導」を開始（R5.4～）

## 目的

更生保護施設が、犯罪をした者等に対する処遇の専門施設として、対象者の特性に応じた専門的な指導や支援を実施すること

## 概要

### 内容

更生保護施設が行う処遇のうち、日常的な生活指導など基礎的な処遇以外の処遇を、その内容や負担等に応じて4つの類型に分類して実施

### 対象者

- ・更生保護施設入所者
- ・更生保護施設退所者等の通所者 ※ これらの者のうち、個々の特性や問題性などに応じて対象者を選定

### 類型

<b>A群</b>	認知行動療法等 (薬物依存回復プログラム等)	認知行動療法等に基づき、特定の犯罪的傾向を改善するための体系化された手順により対象者の認知の偏りなどを修正し、問題行動を変容させることを内容とするもの
<b>B群</b>	依存回復訓練 (グループ・ミーティング等)	グループ・ミーティング等の形式で実施され、薬物、アルコール、ギャンブル等に対する依存からの回復に向けた取組を実施又は維持させることを内容とするもの
<b>C群</b>	社会適応訓練 (ソーシャルスキル・トレーニング等)	SST、就労セミナー、コラージュ療法等、自立した生活を営む上で改善すべき個別の課題や問題性を解消するために個別的に働き掛けることを内容とするもの
<b>D群</b>	地域移行支援 (社会奉仕活動、地域交流活動等)	社会奉仕活動、地域交流活動等、自立した生活を営む上で必要な集団における体験や機会を提供することを内容とするもの